

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 29 年 10 月 24 日 12 : 00 平成 29 年 10 月 24 日 12 : 11
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 菊池基文氏からの質問状の対応について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ</p> <p>第 1 菊池基文氏からの質問状の対応について</p> <p>割貝委員長：全協にて、議会で意見広告を出さなくてもいいのではとの意見があった。私はなんらかの対応が必要と思う。みなさんの意見はあるか。</p> <p>議長：議長宛てにきた質問状であるから、議運としてなんらかの対応が必要と思う。みんなで菊池基文氏の所へ行って説明しては。</p> <p>割貝委員長：本来であれば共産党と菊池基文氏とで話をつけてほしいところだが、議会の中で言ったものを関係ないとも言えない。どこかで訂正しないと。何度も言われても困る。</p> <p>鈴木（茂）委員：埴町議会では、高縁光議員以外の議員はあの記事は間違いだと認めている。高縁氏には理解を求めたが、納得せず、きく耳を持たないと全協での対応を回答するしかないのでは。</p> <p>鈴木（安）委員：事務局で文言をまとめてもらって、菊池基文氏に文書で回答するのが筋ではないか。</p> <p>割貝委員長：それですめばいいが、菊池氏は町民に対して汚名挽回して欲しいのだろう。</p> <p>小林委員：議会として文書で回答するのはもちろんだが、報道機関に意見広告も出すべき。</p> <p>割貝委員長：私もそれが必要なのではないかと思う。</p> <p>鈴木（茂）委員：高縁氏によって埴町議会の汚名がかけられる可能性もある。議会は間違いを認めているということで。</p> <p>小林委員：議会の見解を広報しないと。</p> <p>鈴木（安）委員：質問状は同文でいいか。</p> <p>小林委員：同文を広告にだす。</p> <p>鈴木（安）委員：議会にこのような質問状がきたので、回答するというような</p> <p>割貝委員長：事務局に確認してほしいのは、このような対応をして法的に問題がな</p>

いかどうか調べてほしい。

事務局長：議会として出すと議決が必要。他には、議運委員長名で出すかだと思う。

吉田（克）委員：議会での対応となる。全協のなかで高縁議員に納得してもらうような説明をするべき。

事務局長：全協で総務課長にもう一度説明してもらうか。

小林委員：高縁議員にだけ説明してもらえばそれでいいのではないか。

議長：菊池基文氏に、議会として意見広告を載せるがそのような対応でいいかも聞いておくべきでは。

事務局長：議長と町長と高縁議員にしか質問状は届いていない。それをあえて公表する必要があるのか

小林委員：菊池基文氏は全町民に民主はなわで事実ではないことを知らされてしまった。名誉を回復したいということで議会に質問状を送ってきたのだから、意見広告を出すべき。事実を町民に知らせるのは私たちしかできない。町では黙視だろう。

鈴木（安）委員：意見広告を出すことは菊池基文氏に確認した方がいいと思う。

小林委員：確認することはいいことと思う。議会に動いて欲しい意向はあるようだ。

副議長：総務課長から再度高縁議員に説明してもらって、その結果を文書で返すべきだろう。菊池基文氏の意向を聞いて、意見広告を出したほうがいいと思う。また、議会としても議会の一員である議員が起こしたことなので、町民に説明責任がある。議長と議運委員長で菊池基文氏に説明して、話し合いの結果によって意見広告を出してもいいと思う。高縁議員本人に任せるというわけにもいかない。時間があれば高縁議員にもう一度考えを聞いてみては。

委員長：全協で回答文に納得を頂いてから、議長と議運委員長で文章を持っていく。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長